

第4章 総合的な放課後子ども対策の推進について

【新・放課後子ども総合プラン岡山市行動計画】

〔全ての子どもが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができる場所の計画的な整備のための計画〕

希望する全ての子ども達が放課後や学校休業日を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所を確保するため、小学校において放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的あるいは連携して実施することを目指します。

※放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携のタイプ

一体型・・・放課後児童クラブと放課後子ども教室を、同一の小学校や隣接する公民館等の活動場所において実施しており、放課後子ども教室が実施する共通のプログラムに放課後児童クラブの児童が参加できるものをいいます。なお、放課後子ども教室を毎日開催する必要はありません。

連携型・・・放課後児童クラブと放課後子ども教室の少なくとも一方が小学校内等以外の場所にあって、放課後子ども教室が実施する共通のプログラムに、放課後児童クラブの児童が参加することをいいます。

その他・・・同じ学校区にあるが、現在、連携していない又はどちらか一方しか存在していないケースもあり、今後、関係者の協議を行うなどして、将来的には一体型・連携型に発展していく場合です。

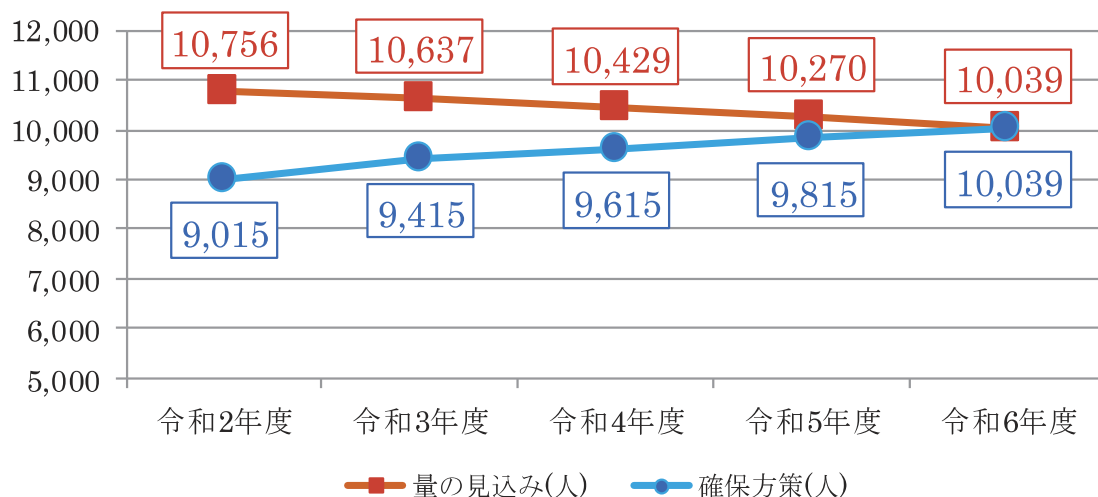
① 放課後児童クラブの令和6年度に達成されるべき目標事業量

◎令和6年度までに達成されるべき目標事業量（令和元年度策定）は下表のとおりです。

（人）

計画年次	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	10,756	10,637	10,429	10,270	10,039
確保方策 ②	9,015	9,415	9,615	9,815	10,039
② - ①	△1,741	△1,222	△814	△455	0

◎利用児童数拡大に対応するための施設整備・確保（平成31年4月1日現在）



重要業績指標（KPI）	基準値	最終目標値（R6）
施設確保が必要な児童クラブ数 (1.65㎡未満/人)	48クラブ (H31.4)	0クラブ

② 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和 6 年度に達成されるべき目標事業量

計画年次	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
一体型の 目標事業量 (累計)	20箇所	20箇所	21箇所	21箇所	22箇所
連携型の 目標事業量 (累計)	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
合 計	22箇所	22箇所	23箇所	23箇所	24箇所

※平成 31 年 4 月 1 日現在の開設箇所数：22 箇所
(一体型 18 箇所、連携型 2 箇所、その他 2 箇所)

③ 放課後子ども教室の令和 6 年度までの整備計画

計画年次	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
放課後 子ども教室 (累計)	22箇所	22箇所	23箇所	23箇所	24箇所

※平成 31 年 4 月 1 日現在の開設箇所数：22 箇所
(一体型 18 箇所、連携型 2 箇所、その他 2 箇所)

④ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

一体型又は連携型の事業実施については、放課後児童クラブの児童も含め、全ての児童が放課後子ども教室の同一の活動プログラムに参加できるようにする必要があります。

- ・ 共通プログラムの企画段階から、放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室のコーディネーターが連携してプログラムの内容・実施日等を検討できるように、小学校区ごとに定期的な打ち合わせの場所を設けます。
- ・ 実施をする際には、児童の安全面に充分配慮した人員配置やプログラムに努めます。

⑤ 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

新・放課後子ども総合プランの必要性、意義等について各小学校を訪問し説明を行うとともに、関係者への研修等を行い、理解を促します。

⑥ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と岡山っ子育成局の具体的な連携に関する方策

放課後活動の実施にあたっては、教育委員会と岡山っ子育成局が連携し、情報交換や情報共有に努めます。

⑦ 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

専門的知識等を持つ支援員等の加配や安全管理員の増員などの人員確保に努めるとともに、資質向上のための研修等の実施に努めます。

⑧ 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

全ての児童クラブが午後7時まで開所することを目指します。

⑨ 子どもの自主性、社会性等のより一層の向上に向けて、放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境の整備と安全面への配慮に努めるとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるよう、研修等を行い支援員等の資質向上に努めます。

⑩ 各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

学区ごとに町内会長、民生委員、児童委員、保護者、学校関係者などが参加する地域連絡会議を定期的を開催していきます。

第5章 社会的養育の推進について

1 子ども虐待の防止と子どもと家庭の支援

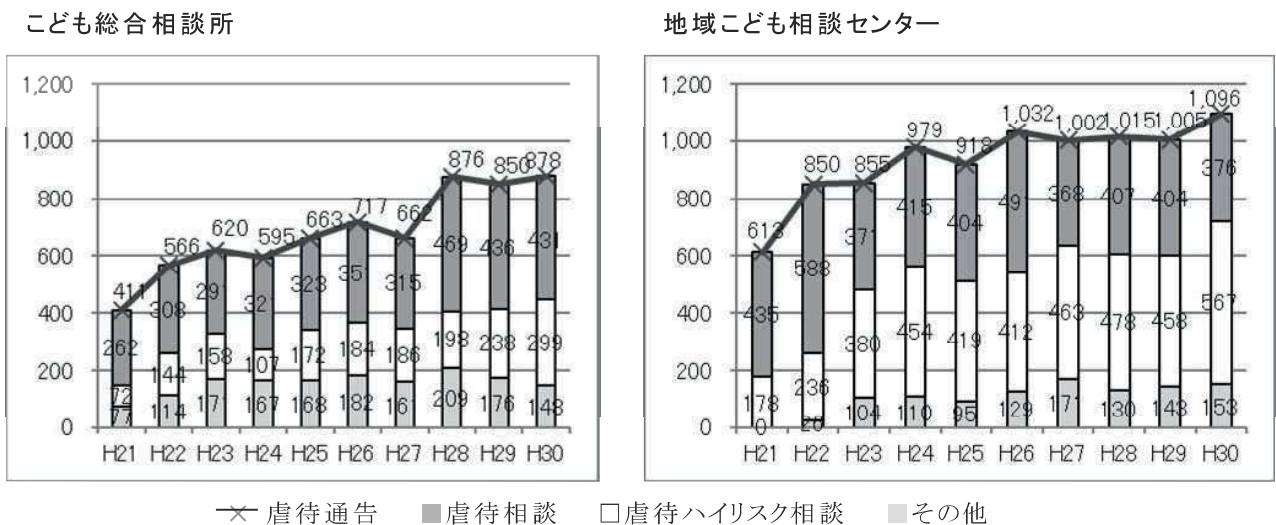
平成31年4月に「岡山市子どもを虐待から守る条例」が施行され、市、市民、関係機関等が子どもたちを虐待から守るために取り組むべきことが明記されました。また、令和元年6月に、子ども虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律が成立しました。子ども虐待の未然防止、早期発見と支援に取り組めます。

(1) 現状

虐待通告件数は過去最多となっていますが、この数年間は件数が多く横ばいで推移しています。

こども総合相談所（児童相談所）では、虐待相談の占める割合が多くなっています。地域こども相談センター（6福祉事務所に設置）は、関係機関から早目の相談や通告が入るようになっており、虐待ハイリスク相談（※）の割合が増加しています。（※）虐待ハイリスク相談・・・虐待とはいえないが支援が必要と判断したもの

岡山市の虐待通告の状況



(2) 基本的な考え方

子ども虐待は、子どもの健全な発育・発達に深刻な影響を及ぼすとともに、安定した人間関係が保ちにくいなど生涯にわたり深刻な影響を与えます。最悪の場合には子どもの命を奪うこともあります。子どもの安全を最優先に考え、子どもを虐待から守る取組を全力で進めるとともに、虐待を未然に防ぐため、子育て家庭への支援を行います。

また、市及び関係機関等が連携し、虐待を見逃さず全ての子どもの安全と健やかな成長が守られる社会づくりを推進します。

(3) 基本方針と重点取組

1. 発生を未然に防ぐ（発生予防）

子育て情報の発信、相談先の周知等で、育児の孤立化を防ぐとともに、子育て家庭を支える地域の力を向上させることで子ども虐待を防止します。

- ① 「こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）」で、生後4か月までの乳児のいる全家庭に訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、子育て家庭と地域が早い時期につながる機会とします。
- ② おかやま産前産後相談ステーションでの妊娠届出時に、子育て支援制度・サービスの情報提供を行い、妊娠期から出産・育児へ切れ目のない支援を行います。
- ③ 子ども虐待防止を願う市民運動であるオレンジリボンキャンペーンを継続実施することで、子どもを虐待から守る意識の向上につなげます。

重点取組

①	こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）
②	おかやま産前産後相談ステーション事業 （子育て世代包括センター；利用者支援事業母子保健型）
③	オレンジリボンキャンペーン【子ども虐待防止の充実】

2. 早期発見と支援

関係機関との連携を強化し、子ども虐待を早期発見できる環境を整えるとともに、子育てに困難を抱えている家庭への支援の充実を図ります。

- ① 早期発見の体制整備
 - ◆ 産科医療機関等と連携し、妊娠期から必要な支援につなげます。
 - ◆ 健診等の未受診者の全数把握を行い、子育てに困難を抱えている家庭を早期に把握し、必要な支援につなぎます。
 - ◆ 要保護児童対策地域協議会を核に、支援へのアクセスが弱い家庭などの早期発見の体制を充実し、地域支援につなぎます。
 - ◆ 子ども相談主事の活用によって、教育と福祉をつなぎ、困難を抱える子どもと家庭に必要な支援につなぎます。
- ② 支援の充実
 - ◆ 養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に必要な指導、助言を行う養育支援訪問事業について、専門的相談支援に加え、育児家事援助の体制を整えて、支援の充実を図ります。

- ◆ 児童家庭支援センターとこども総合相談所、地域こども相談センターが連携し、相談支援を行います。
- ◆ ショートステイの拡充を図ります。
- ◆ 「仁愛館」での母子の生活・就労・養育支援の機能強化を図ります。
- ◆ 子どもに虐待を行った保護者に対して、再発を防止するため、保護者支援プログラムによる支援を行います。
- ◆ 里親、児童養護施設等での家庭的養育（代替養育）の提供を推進します。（後述）

重点取組

①	要保護児童対策
①	子ども相談主事配置事業
②	ショートステイの活用【子育て短期支援（ショートステイ）事業】
②	保護者支援プログラムの実施

3. 支援体制の強化

- ① こども総合相談所は、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）に基づく適正な人員配置と人材の育成に努めます。
- ② 地域こども相談センターの体制等を強化し、18歳までのすべての子どもと家庭、妊産婦等を切れ目なく継続的に子ども支援の専門性を持ってソーシャルワークを中心とした在宅支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」を整備します。
- ③ 在宅での相談支援を行える人材の育成を支援します。

重点取組

①③	児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)に基づく適正な人員配置と人材育成
②	子ども家庭総合支援拠点の設置

評価指標

指標	平成 30 年度	令和 6 年度	令和 11 年度
子ども家庭総合支援拠点の設置数	0 か所	6 か所	6 か所

2 社会的養護の推進

平成28年児童福祉法改正により「子どもが権利の主体であること」と「家庭養育優先の原則」が規定されました。法改正を受けて策定された「新しい社会的養育ビジョン」ではこの理念が具体化され、今後の社会的養育の方向性が示されています。これを踏まえ、子どもの最善の利益の実現に向けて取り組みを行います。

(1) 現状

1. 代替養育の状況

- 施設入所・里親など代替養育の必要な子どもの数は横ばいで推移しています。
- 施設入所が全体の86.0%を占めており、里親等への委託は14.0%に留まっています。
- 里親委託率は微増傾向です。子どもの多様化・複雑化するニーズに対応可能な里親が限られることなどにより大幅な増加には至っていません。

岡山市の代替養育を利用する子どもの数

	H27	H28	H29	H30	H31
乳児院・児童養護施設入所児 a	200人	189人	209人	192人	191人
里親委託児童数 b	19人	20人	22人	22人	24人
ファミリーホーム委託児 c	7人	9人	8人	9人	7人
合計	226人	218人	239人	223人	222人
里親等委託率 (b+c)/(a+b+c)	11.5%	13.3%	12.6%	13.9%	14.0%

(各年3月31日時点)

※参考 岡山市の一時保護所に入所した子どもの数 (年間延べ人数)

	H26	H27	H28	H29	H30
一時保護所入所児童数	204人	201人	204人	198人	235人

2. 里親登録の状況

- 新規里親登録は毎年5～10組程度ありますが、高齢等で登録を辞退する里親も毎年数組あるため、全体として里親登録数は横ばいとなっています。

岡山市の里親登録数の状況

	H27	H28	H29	H30	H31
里親登録数	53組	59組	70組	70組	70組

(各年3月31日時点)

3. 乳児院・児童養護施設の小規模化・地域分散化の状況

- 施設では利用している子どもにできる限り良好な家庭的環境を提供するため、生活環境の小規模化・地域分散化を進めていますが、定員のうち小規模・地域分散化に対応しているのは8.2%に留まっています。

岡山市の乳児院・児童養護施設の小規模化・地域分散化の状況

(施設：箇所、定員：人)

	H27		H28		H29		H30		H31	
	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員
乳児院 児童養護施設	6	313	6	313	6	313	6	294	6	294
敷地内小規模 グループケア	5	32	5	28	5	28	5	28	7	42
分園型小規模 グループケア	1	6	1	6	1	6	1	6	1	6
地域小規模 児童養護施設	1	6	2	12	2	12	2	12	3	18

(各年3月31日時点)

4. 乳児院・児童養護施設を利用している子どもの現状

(児童養護施設入所児童等調査 平成30年2月1日現在)

- 被虐待経験を有する子どもは9割弱になっています。
- 両親又は父母のどちらかがいる子どもが多く、両親がともにいない子どもは2割弱となっています。
- 乳児院に入所している乳幼児のうち、半年以上措置されている乳幼児は6割を超え、児童養護施設に入所している幼児のうち、1年以上措置されている幼児は7割を超えています。
- 児童養護施設に入所している学童期以降の子どものうち、3年以上措置されている子どもは7割近くになります。
- 何らかの障害を有している子どもは6割近くに及び、障害等を複合的に有している子どもは3割超となっています。

(2) 基本的な考え方

子どもが健全に養育されるよう、家庭での養育を支援します。家庭養育が困難な場合には代替養育を行います。可能な限り短期間とします。代替養育は里親等の家庭における養育環境と同様の養育環境で行われることを優先します。それが適当でない場合は地域に分散化した小規模な施設によるできる限り良好な家庭的環境で養育されるよう環境整備を進めます。家庭復帰が困難な場合は永続的な解決としての特別養子縁組も検討します。

子どもの「意見を聴かれる権利」を保障し、子どもの支援や養育環境の改善に反映させます。子どもに「意見を聴かれる権利」があることを周知し、意見を聴かれる機会を確保します。

代替養育を必要とする子どもの数は平成30年度末時点で222人です。今後の推移としては横ばいが予想され、令和11年度末時点での代替養育を必要とする子どもの数は221人を見込みます。

※見込み数は過去の代替養育を必要とした子ども数の推移から推計した数値。

(3) 基本方針と重点取組

1. 家庭養育優先原則に基づく里親の積極的な推進

① 里親制度の周知啓発と里親リクルート

- ◆ 地域社会が、幅広く里親制度について理解するための啓発活動を実施します。
- ◆ 子育て経験者、児童福祉施設・学校園での就労経験者、子ども支援活動を行う団体の所属者などを対象とした効果的な里親リクルート活動を実施します。
- ◆ 一時里親制度の周知啓発と積極的な活用を通して、子どもと関わる経験をすることで里親リクルートにつなぎます。
- ◆ 民間機関と協働した効果的な周知啓発事業を実施します。

② 児童相談所を中心とした丁寧なマッチング

- ◆ 里親担当職員体制を強化し専門性の向上を図ります。
- ◆ マッチングでは、こども総合相談所職員に加え、里親支援専門相談員やフォスタリング機関により、進捗状況を丁寧に確認します。

※フォスタリング機関：里親のリクルート、里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援を包括的に実施する機関

③ 子どもが安心して生活できるための里親支援体制

- ◆ 子どもや里親が自らの思いを伝えやすく、継続的な支援が可能な専門性の高い支援者を育成します。
- ◆ 子どもと里親の思いを反映した自立支援計画の作成と定期的な見直しを実施します。
- ◆ 子どもを中心においた養育ができる里親を育成するための実践的な研修を実施します。
- ◆ 一時保護委託等での里親の積極的な活用を通して里親としての経験を重ね、里親の対応力の向上を図ります。

- ◆ 子ども、里親、児童相談所、関係機関と効果的な連携ができるフォostタリング機関を育成し、令和6年度までに設置します。
- ◆ 善隣館はこども総合相談所と一体となり、里親の募集・育成・支援を担う機能を強化します。

④ 養子縁組の推進

- ◆ 子どもが永続的に安定した養育環境で育つことができるよう、必要に応じて養子縁組について情報提供等するとともに、養子縁組あっせん機関登録希望者の里親関係研修参加などの協力を行います。

重点取組

①	民間への業務委託も含めた効果的な周知啓発活動を展開 【里親養育包括支援事業】
②	里親担当職員の体制強化と専門性の向上 【里親養育包括支援事業】
③	フォostタリング機関の育成と設置 【里親養育包括支援事業】

評価指標

	H30年度	R6年度	R11年度
里親等委託率	14.0%	34.9%	44.3%
委託子ども数 (ファミリーホームを含む)	31人	75人	98人
里親登録数	70組	151組	194組

2. 子どもを支え続ける専門施設としての児童養護施設等の機能

① 小規模・地域分散化による家庭的養育の実現

- ◆ 施設の小規模・地域分散化の推進を計画的に支援します。
- ◆ 小規模・地域分散化された施設でのケアや地域連携を担うことのできる職員の資質向上を支援します。
- ◆ 地域分散化した施設と地域住民との連携が進むよう支援します。
- ◆ 小規模・地域分散化された施設と児童相談所など関係機関の連携を推進します。

② 高機能化の推進

- ◆ 専門的なケアが必要な子どもの支援強化のための専門職員配置を支援します。
- ◆ 本体施設による地域分散化施設への支援機能の強化を支援します。

③ 多機能化の推進

- ◆ 児童家庭支援センターなど、児童養育の専門機関による地域の子ども家庭支援の強化を推進します。
- ◆ 代替養育における家庭養育推進のため、包括的フォスタリング機関による里親の募集・育成・支援を推進します。
- ◆ 地域の家庭養育支援のため、ショートステイや一時保護を安定的に行う体制の整備を支援します。

重点取組

①②	児童養護施設等の地域分散化推進 【民間の児童養護施設等の整備及び環境改善支援】
①②	児童養護施設等の基幹的職員育成研修の充実 【民間の児童養護施設等の人材確保・育成支援事業】
①	社会的養育推進フォーラム
③	児童家庭支援センター運営補助事業
③	フォスタリング機関の育成と設置【里親養育包括支援事業】

評価指標

指標	H30 年度	R6 年度	R11 年度
小規模かつ地域分散化された児童養護施設等の箇所数と利用子ども数	4 箇所 24 人	5 箇所 30 人	11 箇所 66 人

3. 社会的養護を受けている子どもへの自立支援

- ◆ 施設を利用している子ども等の社会的自立に備え、退所前の支援を強化します。
- ◆ 施設退所後も相談し助言が受けられるなど、アフターケアの充実を図ります。
- ◆ 施設が子どもの社会的自立を支え、支援機関としての役割が果たせるよう支援します。
- ◆ 自立援助ホームの運営を支援します。

重点取組

	社会的養護自立支援事業
--	-------------

4. 子どもの権利擁護の取組

- ◆ 社会的養護を受ける子どもたちに対して、自分の現在と将来について、成長・発達、特性に応じた丁寧な説明が行われ、理解と見通しをもてるようにします。
- ◆ 児童養護施設等において、「子どもの権利ノート」等を活用し、自分に「意見を聴かれる権利」があることを伝えます。また、施設が設置する第三者委員会、子どもの意見箱、子ども自身による施設内自治会をはじめ、子どもが意見を表明し、反映される仕組みづくりを進めます。
- ◆ 一時保護所退所時の子どもへのアンケートや、職員による自己点検により、常に一時保護所の環境改善に努めます。
- ◆ 一時保護所の第三者評価導入を検討します。
- ◆ 児童養護施設や一時保護所を利用している子どもの「意見を聴かれる権利」を擁護する観点から、当事者である子どもからの意見聴取や意見をくみ取る仕組みづくりを構築します。
- ◆ 児童福祉審議会等において社会的養護に関する施策を検討する際に、当事者の子ども自身の参加や子どもたちの意見をくみ取る仕組みを構築します。

重点取組

	児童養護施設や一時保護所を利用している子どもへの第三者によるヒアリングの仕組みづくり
	児童福祉審議会での当事者の意見表明の仕組みづくり